

**「接続料の算定等に関する研究会」における  
「卸協議の適正性の確保に係る制度整備の検討」への  
F V N O 委員会意見**

2021年12月3日

一般社団法人テレコムサービス協会 F V N O 委員会

第48回「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、2021年11月にF V N O委員会に加盟している事業者（21社）へアンケートを実施し、12社から回答を得て、以下F V N O委員会として卸協議の現状等について回答・意見提起いたします。

- ①卸協議における協議開始から契約締結までの標準的なプロセスの流れはどうなっているか。各プロセスにおいてどのような情報の提示や手続があり、それぞれどの程度時間を要するのか。

## 【光コラボ参入時】

- 事前申込を提出した上で、「受付システム利用申請」、「事業者間窓口通知書」など複数の書類を提出した後、契約締結まで約2ヶ月強程度を要した。
- 参入プロセスは標準化されていると認識。

## 【光コラボ参入後のNTT東西殿と光コラボ事業者間の協議】

- 卸元事業者（NTT東西殿）からの提案が中心で、卸元事業者から提案がなされる場合は、詳細条件が固まった状態であるため、仕様や料金面での協議は難しい。卸料金見直し時も「通知」と認識。
- 定例的な運用等の協議の場はないと認識。
- 要望への対応を依頼したが、卸元事業者から「600社を超える事業者様とそれぞれ対応することは困難」との回答があった。（2021年11月）

②①について、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合でプロセスやその要する時間等が異なることがあるか。異なる場合、具体的にどのような違いがあるか。

- 卸元事業者（NTT東西殿）からの仕様変更等提案（フリーアクセス光ワイド設備変更等）は協議ではなく通知形式での変更。スケジュールが予め決定された上で周知されている。また、システム改修の開示タイミングが1ヶ月程度と短く卸先事業者では開発が間に合わないケースも存在しており、手動による運用で回避することがある。
- 卸先事業者からの要望については、受領連絡があるものの継続協議に至らない。卸先事業者からの要望は通ることが少ないと認識。

③卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。

- 卸先事業者からの要望については、受領連絡があるものの継続協議に至らない。卸先事業者からの要望は通ることが少ないと認識。フレッツ光で提供している機能の提供を要望していますが実現していない。
- 不成立となった理由に関しては、卸元事業者（NTT東西殿）からの詳細提示はなく、「フレッツ光」での提供に限るサービスのためという回答のみ。

● 成立した主な事例【構成員限り】



③卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。

- 卸先事業者から提案し実現に至っていない主な事例【構成員限り】



④上記を踏まえ、事業者間協議が有効に機能するためにどういった課題があると考えられるか。

- 卸先事業者からの要望をきちんとカウントする仕組みと、結果をフィードバックする仕組みを構築していただきたい。また、これまで卸先事業者からの要望の実現可能性が低いことは、「個社の要望」として対応されていることが推察されることから、要望した卸先事業者の同意を得たうえで、卸元事業者に寄せられた要望を卸先事業者に限り公開し、各社意見を反映する仕組みの構築も検討いただきたい。
- 卸先事業者からの要望に関し、明確な理由の開示なく「提供不可」の回答になっており、要望の実現に向けて、卸料金の協議を含め議論をする場を設けていただきたい。

第5次報告書では、制度整備の具体策として、公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法の改正も含めたルール整備の討を行うことが適当としたところ、そうした情報開示を義務付ける場合に、

- ①第5次報告書では、光サービス卸及びモバイル音声卸を例に挙げていたが、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲をどう設定すべきか。
- ②どのような情報を開示すべきか（例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目、標準プラン等の情報）。
- ③情報の開示は、a) 誰に対し、b) いつ、行われるべきか（例えば、a) 卸先事業者に対し、b) 卸先事業者の求めがあれば応ずることを基本とするなど）。

第5次報告書で記載の通り公正競争上の影響が大きいことから、光サービス卸に加えて「ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を用いた卸役務」の全てを、卸役務の対象とすべきと考えます。

また、妥当性の検証、及び事業運営に影響が大きいことから、以下の情報を定例的かつ適切な時期に卸先事業者の開示願いたい。

- 卸料金の内訳（接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者の支援に係るコスト）
- 卸料金改定時の根拠
- 卸料金の中長期的な金額水準